



大津市公報

令和3年11月1日
号外(第53号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 81 大津市福祉有償運送運営協議会規則の一部を改正する規則…………… 1
- 82 大津市生活環境の保全と推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市福祉有償運送運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年11月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第81号

大津市福祉有償運送運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市福祉有償運送運営協議会規則(平成24年規則第131号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第49条第1項第3号ハ及びニ」を「第49条第2号ロ、ハ及びホからトまで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年11月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第82号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則(平成11年規則第64号)の一部を次のように改正する。

附則様式第1号、附則様式第3号から附則様式第5号まで、附則様式第7号及び附則様式第8号中「大津市長

様」を「(宛先) 大津市長」に改め、「㊟」を削る。

別表第2第1項ばい煙発生施設の表14の項を削る。

様式第1号、様式第3号及び様式第5号から様式第7号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第9号、様式第12号及び様式第12号の2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

様式第12号の3中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第12号の5中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

様式第13号、様式第17号から様式第20号まで及び様式第22号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第23号(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)備考第8項を削る。

様式第26号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第27号及び様式第28号中「㊟」を削る。

様式第30号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第31号中「㊟」を削る。

様式第32号から様式第36号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第38号及び様式第39号中「㊟」を削る。

様式第40号及び様式第41号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第42号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

様式第43号及び様式第44号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第45号中「㊟」を削る。

様式第46号から様式第48号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第49号及び様式第51号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。